こころ豊かな暮らしづくり・まちづくり

広報おおき

No.469
2020
令和２年
4月号

「２週間、学校に来れなかったことで、
毎日友達との「おはよう」のあいさつのささいな日常が
宝物だったと気づかされました。
真剣に思い全力で私たちを助けてくれた先生や、
かけがえのない友人に会えたことをうれしく感じます。」
（大木中学校卒業証書授与式答辞より）

知って欲しい今年の予算・補助金・福祉サービス

（関連２～７ページ）

子育て世代包括支援センター「にこにこ」オープン

（関連８～９ページ）

写真：３月 13 日、大木中学校卒業証書授与式で卒業証書を受けとる卒業生（詳細は 25 ページ）

広報おおきの記事は３月 24 日時点で作成しています。掲載している催しが新型コロナウイルスの感染拡大で中止・延期になる場合があります。町のホームページや問合せ先でご確認ください。

知って欲しい今年の予算

令和2年度一般会計当初予算　61億7900万円
（昨年度比4・3％増）

会計課
☎0944-32-1052

令和2年度予算の概要は、第5次大木町総合計画の総仕上げの年度として、時代の変化に伴う差し迫った課題に対応する事業との整合性を図りながら、行財政改革を着実に推進するため、従来の事業の徹底した見直しと併せて、暮らしの安全確保、子育て支援、健康増進、気候変動対策に重点を置いた予算となりました。

【主な新規・拡充事業】
- 総合体育館大規模改修事業
- 健康福祉棟空調更新事業
- 赤ちゃんギフト事業
- 新規就農者移住定住促進事業補助金
- 道路冠水対策事業
- 地球温暖化防止対策支援事業

今年度から、電気自動車を家庭用の電力源（蓄電池）として利用することができる設備の補助も行います。

歳入

町税は13億7199万円、前年度当初比1235万円、0.9％増となり、地方交付税は15億円、前年度当初比1億4000万円で10・3％増となっています。

国県支出金は、施設型給付費負担金や多面的機能支払交付金の増により、14億6850万円、前年度当初比5582万円、4％増となっています。

町の借金とも言える町債は、臨時財政対策債以外の発行予定額4億1110万円で前年度当初に比べて2億2860万円の増となっています。総合体育館大規模改修事業、健康福祉棟空調更新事業、道路改修・冠水対策事業などに伴う借入を予定しています。

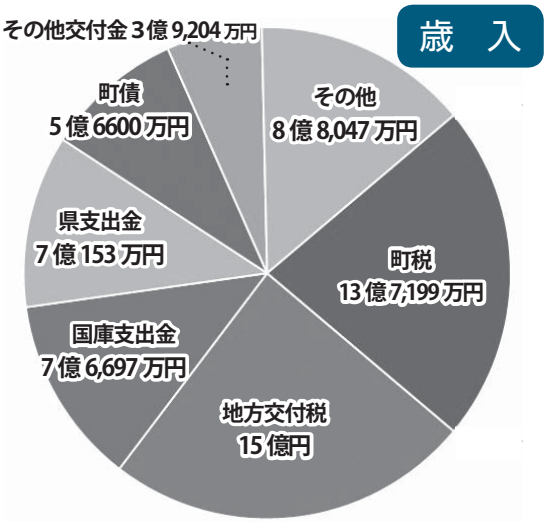

【その他交付金】　地方譲与税・利子割交付金・配当割交付金・株式譲渡所得割交付金・法人事業税交付金・地方消費税交付金・環境性能割交付金・地方特例交付金・交通安全対策特別交付金

【その他】　分担金及び負担金・使用料及び手数料・財産収入・寄付金・繰入金・繰越金・諸収入

基金と町債（町の預金と借金）

町では、それぞれの目的に応じて基金（預金）の積み立てをしています。その一方で、公共施設の整備など、多額な費用がかかる公共工事などを行う場合には、国や県、金融機関から町債（町の借金）の借り入れをしています。

町債は、事業にかかる資金不足を補うとともに、その公共施設を今後利用するであろう人達にも、償還というかたちで複数年に渡って平等に負担してもらう役割も担っています。

しかし、町債の残高や返済額（償還額）が多くなると、町の財政運営は厳しくなるので、財政規模や基金残高とのバランスが取れるよう適切な管理が必要となります。

＊各基金の内容＊

【財政調整基金】年度間の財源の不均衡を調整するための基金（急激な収入源による財源不足や、災害により生じた経費や減収、緊急建設事業の経費の財源に充てられます）

【減債基金】町債の返済を計画的に行うため、借金の繰り上げ償還などに充てる基金

【特定目的基金】公共施設整備など、特定の目的（事業）のための基金

【臨時財政対策債】地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その代替財源として措置される地方債

【減税補てん債】税制改正による地方公共団体の減収額を埋めるために、特例として発行された地方債

＊臨時財政対策債・減税補てん債は、償還に要する費用が後年度地方交付税で措置されます。

【基金残高と起債残高】

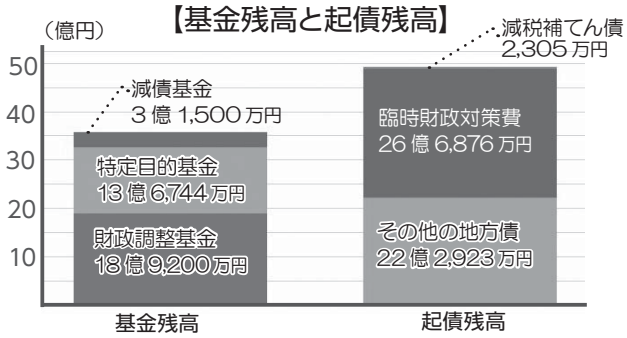

※数値は一般会計の令和元年度末見込み額

○問合せ先　会計課　☎0944-32-1052

歳出

民生費は、健康福祉棟空調更新事業や自立支援給付費の増などにより、23億8817万円、前年度当初比1億61万円、4・4％の増。**農林水産業費**は、大木町産地パワーアップ事業費補助金や多面的機能支払交付金の増などにより、5億6324万円、前年度当初比8388万円、17・5％の増。**商工費**は、トレーラーハウス整備工事や地域おこし協力隊報酬の皆減などにより1億2669万円、前年度当初比3879万円（23・4％）の減。**土木費**は、道路改修・冠水対策事業の増などにより3億248万円、前年度当初比6578万円（27・8％）の増となっています。

歳出（目的別）

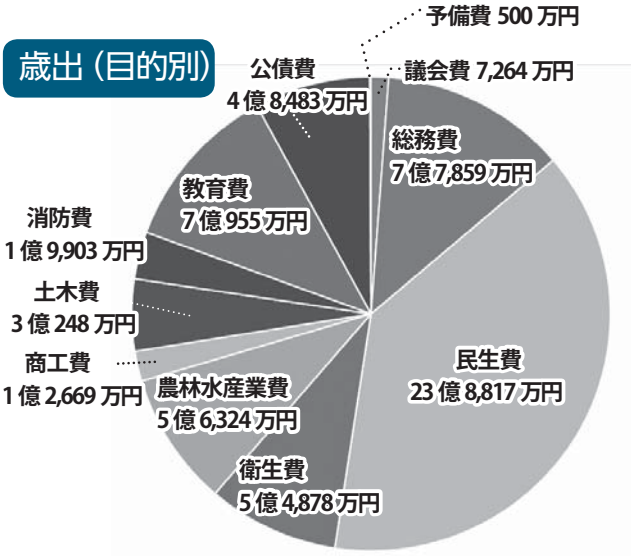

歳出（性質別）

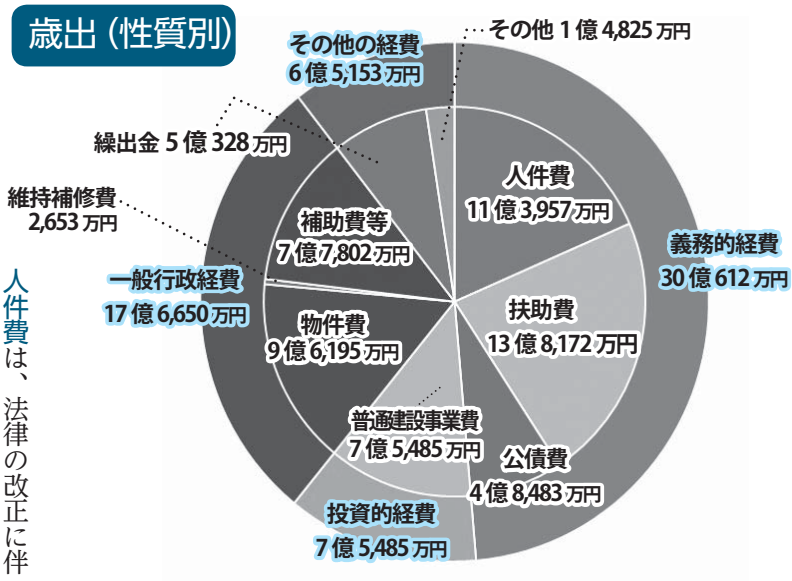

人件費は、法律の改正に伴う会計年度任用職員制度の導入（物件費から人件費への計上に変更）などにより、11億3957万円、前年度当初比2億267万円（21・6％）の増。**扶助費**は、自立支援給付費の増などにより、13億8172万円、前年度当初比2183万円（1.6％）の増。**公債費**は4億8483万円、前年度当初比1302万円（2.8％）の増。**普通建設事業費**は、総合体育館大規模改修事業や健康福祉棟空調更新事業の増などにより、7億5485万円、前年度当初比1億2181万円、19・2％の増となっています。

～目的別項目の説明～

◎**議会費**　議員報酬など、議会の運営経費
◎**総務費**　全般的な事務や、まちづくり・ふるさと納税・統計・税の課税や徴収・戸籍などの事務経費
◎**民生費**　障がい者・高齢者・子育て世帯への支援施策、大溝保育園・健康福祉センターの運営経費
◎**衛生費**　環境保全・疾病予防・健康増進施策や循環センター・環境プラザ・やすらぎ苑の運営経費
◎**農林水産業費**　農林業の振興施策や、農道・水路の整備、農業委員会の運営経費
◎**商工費**　商工業や観光の振興にかかる経費
◎**土木費**　道路・河川・公園などの整備や、空家対策にかかる経費
◎**消防費**　消防・防災施設の整備や、久留米広域消防本部への負担金、消防団の運営経費
◎**教育費**　小中学校や社会教育施設の運営・施設整備経費
◎**災害復旧費**　大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設の復旧経費
◎**公債費**　借り入れた地方債の元利償還や、一時借入金の利子など、過去の債務の支払いにかかる経費
◎**予備費**　当初に予期しなかった予算外の支出に対応するための経費

～性質別の項目の説明～

●**人件費**　職員、議員、特別職などの労働の対価、報酬として支払われる経費
●**物件費**　旅費、公債費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、使用料など人件費を除く消費的性質の経費
●**扶助費**　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、障害者総合支援法などに基づき、被扶助者に支給する費用
●**補助費等**　国や他の地方公共団体（一部事務組合を含む）や各種協議会などに支払う負担金や各種団体への補助金など
●**普通建設事業費**　道路、橋りょう、学校、庁舎など、公共施設の新設や増改築に要する経費
●**公債費**　借り入れた地方債の元利償還や、一時借入金の利子など、過去の債務の支払いに要する経費
●**繰出金**　一般会計と特別会計（国民健康保健特別会計など）間において支出される経費

知って欲しい町の補助金

町民や各団体を対象にした補助金・助成金などを紹介します。
各補助金における詳細については、問合せ先の課へお尋ねください。

問合せ先	名　称	対象者	内　　容
健康課 ☎0944 32-1280	①風しん予防接種費助成金 ②風しん追加的対策無料クーポン	①妊娠希望者や妊婦とその配偶者（パートナー）・同居者 ②昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性	①風しん予防接種費用の全額を助成 ②無料クーポンで、風しんの抗体検査・予防接種を受診可能
	ピロリ菌感染検査費助成金	胃がんリスク検診精密検査受診者	精密検査（内視鏡検査費のみ）にかかる費用を一部助成
	麻しん予防接種費助成金	児童福祉施設に勤務し、麻しん予防接種の２回接種未完了かつ麻しんにかかったことがない人	麻しん予防接種費用の全額を助成
	骨髄移植ドナー推進事業奨励金	骨髄などの提供を完了したドナー	骨髄などの提供のために要した通院・入院の日数×２万円（上限14万円）
産業振興課 ☎0944 32-1063	住宅改修補助金	町内にある住宅の所有者	住宅の改修に伴う費用の一部を助成（対象工事の10%上限10万円）※住宅要件によって補助金額が異なります
	水田農業機械導入支援事業	耕作面積が概ね５ｈａ以上の集落営農法人、認定新規就農者、認定農業者など	米・麦・大豆、その他水田農業作物の品質の向上や低コスト生産を目的に、概ね１００万円未満の水田農業用機械の導入費用に対する補助（補助率1/4・限度額25万円）
	大豆・菜種収穫助成事業	大豆又は菜種の収穫作業を受託する人	収穫作業費用への補助（2,000円以内/10a）
	大豆・菜種規模拡大助成事業	認定農業者、認定新規就農者	大豆又は菜種の作付面積の拡大に要する費用に対する補助（2,000円以内/10a）
	新規作物導入支援事業	認定新規就農者、認定農業者	対象作物の新規作付に要する費用に対する補助（作付面積５万円以内/10a・限度額20万円）
	施設園芸農業労働環境改善支援事業	認定新規就農者、認定農業者	施設園芸農業者の労働環境の改善を目的とした、栽培施設敷地内に設置する仮設トイレ、休憩室及び出荷調整室の整備費用に対する補助（補助率1/4・限度額10万円、仮設トイレは５万円）
	遊休施設利用促進支援事業	認定新規就農者、認定農業者	就農や営農規模の拡大を目的とした遊休施設（ハウス）の賃借または購入（解体移設費を含む。）費用に対する補助（補助率1/2・限度額10万円／10a）
	新規就農者機械共同利用支援事業	認定新規就農者を含む、２名以上のグループ	新規就農者の就農初期の負担軽減を目的に共同利用を行う農業機械の購入費用に対する補助（補助率1/2・限度額50万円）
建設水道課 ☎0944 32-1064	老朽空家の解体費補助	町内に所在する老朽空家の所有者（空き家バンクの登録を要する）	老朽空家の解体費用の1/2（上限50万円）を助成
	ブロック塀等補助	ブロック塀などの所有者	道路に面している高さ１m以上のブロック塀の撤去費の1/2（上限11万円）を助成
総務課 ☎0944 32-1035	高齢者運転免許証自主返納支援助成金	70歳以上の運転免許証返納者	※詳細は14ページをご覧ください
	木造戸建て住宅耐震改修補助金	昭和56年5月31日以前に建築または工事着工した木造住宅のを所有している人	耐震改修工事に要する費用の1/2に相当する額の助成（上限90万円）

問合せ先	名　称	対象者	内　　容
企画課 ☎0944 32-1036	地域づくり活動支援助成金	各行政区・小学校区	特性や個性を生かした地域づくり活動を行うための助成
	コミュニティ施設整備補助金	各行政区	公民館などの改修工事や備品の購入に対する助成
	男女共同参画学習・活動助成金	男女共同参画活動を行う町民や団体	事業にかかる費用（講師謝金、旅費）や研修会参加旅費の一部助成
こども未来課 ☎0944 32-1066	こども医療費助成金	町内に住所を有する中学３年生までの子ども	子どもの医療費自己負担分の全額支給
	ひとり親家庭等医療助成金	町内に住所を有する母子・父子家庭の父母や児童または父母のいない児童	医療費自己負担分の一部を支給。ただし、中学生以下は自己負担分の全額支給
	重度障害者医療費助成金	町内に住所を有する３歳以上の重度障害者	重度障害者の医療費自己負担分の一部を支給。ただし中学生以下は自己負担分の全額支給
	養育医療費助成金	入院加療が必要な未熟児（１歳未満）	医療費の助成
	児童手当	中学３年生までの子どもを持つ保護者	児童の扶養にかかる費用を一部交付
	実費徴収にかかる補足給付補助金	・生活保護世帯等で保育所などに通う児童の保護者 ・町外私立幼稚園等に通う児童がいる非課税世帯等の保護者	教材費や給食副食費などの実費徴収される部分にかかる費用の助成
	妊婦健診	町内に住所を有する妊婦	妊娠届出書を提出された方へ 14 回分の妊婦健康診査補助券を交付
	産婦健診	町内に住所を有する産後８週以内の産婦	産後２回の産婦健康診査費用を助成。１回の助成上限額は 5,000 円
	特定不妊治療	福岡県の不妊に悩む方への特定治療支援事業による助成の決定を受けた夫婦	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けている方へ治療費を助成。１回の治療につき上限額７万円（福岡県助成金を控除）
福祉課 ☎0944 32-1060	在宅介護手当	在宅で要介護４･5 の高齢者または重度障がい者を３か月以上介護している人	※詳細は６ページをご覧ください
	家族介護用品（紙おむつ）の支給	在宅で生活している寝たきりや認知症の高齢者、重度障がい者	
	おおき住みよか事業	介護保険の認定を受けた人や重度障がい者でその世帯の生計中心者の住民税と所得税が非課税の人	
	はり・灸・あん摩等施術費助成	町内に住所を有する人	
	福祉タクシー利用券	町内に住所を有し①身体障害者手帳１・２級②精神保健福祉手帳１級③療育手帳Ａのいずれかを所持している重度障がい者	
	老人クラブ助成金	各地区老人クラブ	事業にかかる費用（講師謝金、旅費）、研修会参加旅費の一部助成
	いきいきサロン補助金	各地区サロン活動団体	事業にかかる費用（講師謝金、旅費）、研修会参加旅費の一部助成
環境課 ☎0944 32-1120	猫不妊・去勢措置助成金	町内在住で生後６か月以上の健康な猫を飼養している人で、猫に不妊または去勢手術をした人	不妊手術１匹 5,000 円 去勢手術１匹 3,000 円
	合併処理浄化槽設置補助金	町内に所在・建築する住宅などに合併処理浄化槽を設置する人	補助金額は人槽や種類によって異なるのでお問合せください
	地球温暖化対策支援補助金	町内に所在・建築する住宅に太陽光発電システムや定置用蓄電システムなどを設置する人（新設 V2H）	◎太陽光発電システム設備１kWあたり 5,000 円（上限 9.9kW、49,000 円） ◎ V2H 設備：設置費用の３分の１（上限 20 万円）◎それ以外の設備：設置費用の 10 分の２（上限 10 万円）

町の高齢者福祉サービスを紹介します

介護予防や日常生活支援総合事業として、次のようなサービスを利用できます。利用する場合には申請が必要です。

在宅介護手当の支給

在宅で寝たきりや認知症の高齢者などを介護している人へ介護手当を支給します。

対象者　在宅で、おおむね要介護４・５の高齢者または重度障がい者を３か月以上介護している人　※重度障がい者は判定により決定

支給額　月額 10,000 円
（年２回、１月と７月に支給）

家族介護用品（紙おむつ）の給付

在宅で寝たきりや認知症の高齢者などで、紙おむつを必要とする人に給付します。

対象者　在宅で生活している寝たきりや認知症の高齢者、重度障がい者等
※対象者は判定により決定

内　容　月額 5,000 円を限度に給付券を支給

給付券の使用　町と契約を結んだ事業所

（介護予防・生活支援訪問型サービス）

生活支援ホームヘルプサービス

日常生活の支援が必要な高齢者などに対して生活支援ホームヘルパーを派遣します。

対象者　介護保険の要支援１・２認定者または事業対象者と判定された人

内　容　炊事･洗濯･掃除･買い物など（週２回まで）

利用料　45 分 200 円

生活管理指導短期宿泊（ショートステイ）

家族がやむを得ない理由により、対象者の生活習慣の指導や支援ができないときに一次的に養護老人ホームなどに宿泊できます。

対象者　基本的な生活習慣が困難な高齢者など
※介護保険対象者は除く

内　容　養護老人ホームなどへ宿泊（原則７日以内）

利用料　１日につき 1,500 円

おおき住みよか事業

在宅で生活する高齢者などに配慮した住宅に改修するための資金の一部を助成します。

対象者　介護保険の認定を受けた人や重度障がい者でその世帯の生計中心者の住民税と所得税が非課税の人

助成額　30 万円以内（１回のみ）

はり・きゅう・あん摩等施術費の助成

はり・きゅう・あん摩マッサージ・指圧などを受けるときに施術費の一部を助成します。

対 象 者　町内に住所を有する人

利用回数　１人につき月５回以内を原則とし、年間 30 回を限度

助 成 額　町内施術所を利用：施術料金の２分の１（上限 1,100 円）
町外施術所を利用：施術料金の４分の１（上限 600 円）

※令和元年度に発行した利用券の有効期限は令和２年３月 31 日までです。４月以降引き続き助成を受ける場合は、再度申請手続きを行ってください。

福祉タクシー利用券

対 象 者　町内に住所を有し、①から③のいずれかの手帳を所持している人
①身体障害者手帳１級、２級、
②精神保健福祉手帳１級、
③療育手帳Ａ

※自動車税（軽自動車税を含む）の減免を受けている場合は対象となりません。

交付枚数　年間 48 枚以内（年度途中で対象となった人へは月割りにより交付）

利用できるタクシー　森山タクシー（町と契約）

申請場所　福祉課福祉係

持 参 品　印鑑、対象者であることが分かる手帳（身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳）

※令和元年度に発行した利用券の有効期限は令和２年３月 31 日までです。４月以降引き続き助成を受ける場合は、再度申請手続きを行ってください。

各サービスの申込み・問合せ先
●福祉課　☎0944-32-1060　　●地域包括支援センター　☎0944-33-0657

配食サービス

調理が困難なひとり暮らしの高齢者などに対して、昼食を自宅まで配達します。

対象者　70歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、重度障がい者
※対象者は判定により決定

内　容　月～金曜日の昼食を配達
（祝日、盆、年末年始は休み）

利用料　1食300円

シルバー人材センター会員の皆さんが昼食をお届けしています

元気クラブ

買い物支援と運動を楽しみながら行う介護予防教室です。

対象者　事業対象者と判定された人

内　容　送迎・元気体操・買い物・昼食

会　場　イオンスーパーセンター大木店

日　時　毎週月曜日
10時～13時
（祝祭日の場合は火曜日）

利用料金　無料

※4月から月1回のお試し利用の事業もスタートします

（介護予防・生活支援通所型サービス）
「もみじ倶楽部」

ひとり暮らしや、家に閉じこもりがちな高齢者などを対象に、通所によるサービスを提供し、要介護状態になることを予防します。

対象者　介護保険の要支援1・2認定者または事業対象者と判定された人

内　容　介護予防体操・レクリエーション　（送迎あり）

利用料　600円／回
（昼食・おやつ代）

※別途材料費が必要な場合があります

実施場所　町健康福祉センター

日常生活用具の給付・貸与

ひとり暮らしの高齢者の方が日常生活を過ごしやすくなるための生活用具の給付や貸与を行います。

品　目	対　象　者	個人負担
火災警報器	おおむね65歳以上の寝たきり、ひとり暮らし高齢者など（低所得者に限る）	生計中心者の所得税額により利用者負担があります
自動消火器		
電磁調理器	おおむね65歳以上であり、心身機能の低下に伴い防火などの配慮をしなければならない高齢者など	
緊急通報装置	おおむね65歳以上のひとり人暮らし高齢者など　※判定あり	

※5月号では、障がい福祉サービスを紹介します

親子みんなでにこにこしながら子育てできるといいね

4月から

子育て世代包括支援センター「にこにこ」がオープンします

今まで健康課（役場1階）で行っていた母子健康手帳の交付や乳幼児健診など妊娠期に関することと、こども未来課（子育て支援センター）が行っていた赤ちゃんの訪問や離乳食教室、子育てセミナーなど育児期に関する相談場所がひとつになった「子育て世代包括支援センターにこにこ」がオープンします。

子どもの発育や育児、家庭のことで相談したい・聞いてもらいたいときは、気軽にご相談ください。専門の職員が、ママやパパの不安や悩みを受け止める窓口になります。

子育て世代包括支援センター「にこにこ」ってどんなことをするの？

●産前支援

◎特定不妊治療の助成

体外受精・顕微授精を受けている方へ、1回の治療につき上限額7万円（福岡県からの助成金を控除した治療費）を助成します。

◎妊娠の届出（母子健康手帳の交付）

母子健康手帳と妊婦健診補助券、妊婦歯科健診補助券を発行します。また、妊娠届出時に、出産前後の過ごし方や子育てのためのプランを一緒に考えます。

わからないことは「にこにこ」スタッフに気軽にどうぞ

母子健康手帳の交付日

火～土曜日

8時30分～17時15分

（月曜日は施設全体の休館日）

◎産婦健診の助成

産後8週以内の方へ産後健康診査費用を助成します。1回の健診の上限額は5千円です。また、産後2週間程度及び産後1か月程度の2回の助成となります。

◎プレパパ・プレママ学級 ※要予約

出産や赤ちゃんのお風呂、産後の生活や栄養のことなどの不安を解消していきます。

●産後支援

◎乳児・産婦への家庭訪問

赤ちゃんが生まれたら、保健師や助産師が家庭を訪問します。

赤ちゃん訪問体重測定

夫婦で出産後のことを考える絶好のチャンスです

◎おっぱい・育児相談※要予約

母乳のことだけでなく、育児相談も受け付けています。向き癖や斜視など、お母さんが「ここ見てほしい！」の声を聞かせてください。

個室でゆっくりケアします

◎乳幼児健診

4、10か月児健診・1歳6か月児健診・2歳児健診、3歳児健診を健康福祉センター（アクアス南側）で実施します。※対象者には通知します。

◎にこにこ教室 ※要予約

小集団の教室の中でお子さんの特徴を把握・理解し、家庭での育児のヒントを見つけることができます。

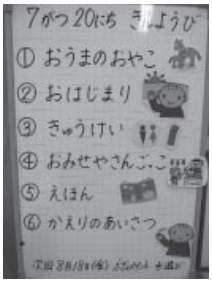

「おみせやさんごっこ」はみんな大好き

歯科衛生士によるブラッシング指導

「大きくなったかな？」保健指導のようす

◎にこにこ食育・離乳食教室 ※要予約

「食」は次世代を育成する

○問合せ先　子育て世代包括支援センター　☎0944-33-1515

ために重要なものです。管理栄養士や保健師とともに調理を通して考える場です。

親子一緒に「食」を楽しみます

◎ママリフレッシュセミナー ※要予約

少しの時間の息抜きが次の育児へとつながります。呼吸法やヨガを通じて自分と向き合うセミナーです。

「これでいいんだ」と
ママもホッとします

◎ベビーマッサージ ※要予約

親子のスキンシップを通して母子の絆を深めます。

マッサージ中は、ママも
赤ちゃんも気持ちいい！

◎ぴよぴよランド

保育士による0歳児を対象とした遊び教室です。

「遊び」は子どもにとって生きるための学びの場です。

0歳児がたどる運動は
とっても大事です!!

子育て世代包括支援センター「にこにこ」が目指す、「みんなで子育て」「みんなでサポート」

妊娠期から子育て期に渡って、切れ目のないワンストップ支援拠点として、支援の窓口が一本化された施設が、子育て世代包括支援センターです。そこには保健師、助産師、保育士、管理栄養士、子育て支援員の専門職がいます。

子育てに悩んだら、誰かに助けを求めてみましょう。求められた人は、必ずあなたの悩みを聞いてくれます。そしてそこから「一緒に子育てしよう！」の輪が広がっていきます。

生まれるまでは「仕事で頑張れたから育児も頑張れる」「子どもが生まれたら、毎日が楽しい」と、心がおどります。しかし、育児は初めて経験することなので、わからないのがあたり前です。育児と仕事は種類が違うので、育児に戸惑い「私がしっかりしなきゃ」と追い込んでしまいがちです。

子育て世代包括支援センター「にこにこ」では、そんなお母さんたちの気持ちを受け止め、みんなで子育てすることを目指しています。

「こんな小さなこと…」なんて思わずに、たくさんお話ししましょう。

子育て世代包括支援センター開設日時

祝日を除く火～土曜日
8時30分～17時15分

「にこにこ広場」にもどうぞ

子育て世代包括支援センター「にこにこ」の隣に「にこにこ広場」があります。包括支援センター「にこにこ」を直接訪ねるのは勇気がいるという方は、まずは隣接する「にこにこ広場」に足を運んでみませんか。

にこにこ広場は、保護者と子どもが自由に利用できる広場です。交流の場として活用しながら、何か相談があれば隣の子育て世代包括支援センター「にこにこ」をのぞいてみてくださいね。

にこにこ広場開設日時

祝日を除く火・水・木・土曜日10時～16時

子育て世代包括支援センター「にこにこ」は右側のお部屋、「にこにこ広場」は左の入り口になります

にこにこ広場で親子ともに
リフレッシュしましょう

にこにこ広場からのお知らせ

今月の【にこにこ通信】はお休みです。

【にこにこ通信】では、にこにこ広場の様子や各セミナーやイベントのお知らせをしています。4月の予定は、町民カレンダーに掲載していますのでご確認ください。5月号からは掲載しますので、ぜひご覧ください。

入り口は別ですが、中はつながってますよ

←毎月第2週目は足型スタンプの週です

ゴールデンウィークの ごみ収集変更の お知らせ

ゴールデンウィークに伴うごみ収集日や環境プラザの開所日の変更をお知らせします。

		4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8
		(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)
第１収集区（大角・福土・笹渕・前牟田・横溝油屋）	燃やすごみ							×		◎	
	プラスチック			○							○
	生ごみ			○				○			○
第２収集区（木佐木校区）	燃やすごみ	×	◎						×	◎	
	プラスチック			◎	×						
	生ごみ	○			○				○		
第３収集区（大莞校区・横溝・上白垣）	燃やすごみ		○							×	◎
	プラスチック				◎		×				
	生ごみ		○				○			○	
環境プラザ		×	○	○	×	○	×	×	×	○	○

○：通常収集日（通常開所）　◎：振替収集日（臨時開所）　×：休み（祝日に伴い休み）

愛犬とみんなの命を守るための「予防注射」は 年１回の飼い主の義務です

●狂犬病予防注射（集団注射）日程●

日　時		場　所
４月19日(日)	13時～14時	大木町役場
４月23日(木)	９時30分～10時10分	道の駅おおきくるるん公園
	10時30分～11時10分	石丸山公園駐車場
	13時30分～14時10分	大莞小学校体育館北側
	14時30分～15時10分	大木町運動公園

※開始直後は混み合う会場もありますので、開始時間より少し時間をあけた来場をおすすめします。

お外でいっぱい遊びたいから、痛いけど注射頑張るよ!!

狂犬病は、犬だけでなく、人にもうつる感染症で、発症したら犬も人も助からないと言われています。

次の日程で狂犬病予防の集団注射を実施します。飼い主の皆さん、集団注射または、かかりつけの動物病院を利用して、必ず予防注射を受けましょう。

飼い犬の登録

生後91日以上の犬を飼い始めたら狂犬病予防法に基づき、居住している市町村で登録しなければなりません。登録は一生に１回です。登録は注射会場でもできます。

登録・注射手数料（１頭あたり）

●登録と注射　6150円

●注射のみ　3150円

年金

4月は異動の季節です
国民年金の届出・手続きも忘れずに！

国民年金の問合せ先
税務町民課戸籍住民係
☎0944-32-1068
久留米年金事務所
☎0942-33-6192

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人すべてが加入する制度です。届出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額に影響します。また、不意の事故や病気で障害が残ったり、万一、亡くなられたときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されなくなるおそれがあります。届出には、資格喪失日のわかる書類（離職票や資格喪失連絡票）と印鑑が必要です。

会社を退職したとき

厚生年金や共済組合に加入している、国民年金の第2号被保険者の人が60歳になる前に、会社などを退職したときは、国民年金の第1号被保険者になりますので、届出をしてください。

20歳になったとき

厚生年金や共済組合に加入していない人が、20歳になると、国民年金の第1号被保険者になります。年金機構から年金手帳が送られてきます。

配偶者の扶養から外れたとき・扶養している配偶者が退職したとき

厚生年金や共済組合に加入している人の被扶養配偶者（20歳以上60未満の人に限る）は、国民年金の第3号被保険者になります。扶養から外れたり配偶者が退職した場合は、国民年金第1号被保険者への変更が必要です。

免除制度・納付猶予制度をご利用ください

国民年金の保険料を納めることが困難なときには、申請手続きにより、保険料納付の免除や猶予がされ、保険料の未納を防止できます。

学生納付特例制度の手続きを忘れずに

この制度は、学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により在学中の納付が猶予されるものです。

◎対象となる学校　学校教育法に規定する大学（大学院）、短大、高等学校、専修学校及び各種学校

◎承認期間　4月（または資格取得日の属する月）～翌年3月

◎必要なもの
年金手帳、在学期間のわかる在学証明書または学生証の写し（両面）、印鑑

※承認された猶予期間は年金受給資格期間に算入されますが、受給年金額には反映されません。

※承認を受けた次の年度も同一の学校に在学予定で引き続き学生納付特例制度を希望する場合は、送付されるはがき形式の申請書で申請してください。

年金相談（久留米年金事務所）

年金相談・手続きの際は予約相談を利用ください。

●予約相談の実施時間
8時30分～18時（月曜日）
8時30分～16時（火～金曜日）
9時30分～15時（第2土曜日）

●予約受付専用電話
☎0570-05-4890

※予約受付時間
月～金曜日（平日）
8時30分～17時15分
▽予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
▽連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書を準備ください。

《大川商工会議所相談》
●日時
4月23日㈭10時～16時（予約制）
○予約・問合せ先
久留米年金事務所お客様相談室
☎0942-33-6192

固定資産税の縦覧・閲覧のお知らせ

縦覧制度とは

自分の所有する土地や家屋の価格と、他の土地や家屋の価格を比較して、自分の土地や家屋の価格が適正かを確認するための制度です。

●縦覧できる人
土地や家屋のそれぞれのの固定資産税の納税義務者

●縦覧期間
4月1日㈬～30日㈭
祝日を除く月～金曜日の8時30分～17時15分

●縦覧場所
税務町民課税務窓口

●必要なもの
本人確認ができるもの（免許証、健康保険証など）、納税通知書

閲覧制度とは

納税義務者のほか、土地や家屋を借りている人など、自分の関係する固定資産の課税内容を閲覧できます。借地人や借家人が閲覧する場合は、賃貸借関係を証明する書類が必要です。

問合せ先
税務町民課　課税係
☎0944-32-1067

地域ポイントの事業を追加しました！

4月からさらに

❖地域ポイント対象事業❖　　追加⇒４月からの追加事業

事　業　名	ポイントがもらえる対象・ポイント数
福祉課 ☎0944-32-1060	
ボランティア養成講座	受講者 50
認知症サポーター養成講座	受講者 50
手話講座	受講者 50
健康づくりセミナー（大木健康隊の育成）	参加者 50
介護予防健診	参加者 50 ／ボランティアスタッフ 200
大木健康づくり大学	ボランティアスタッフ 200
元気クラブ	ボランティアスタッフ 300
もみじ倶楽部	ボランティアスタッフ 500
認知症カフェ	参加者 50 ／運営スタッフ（講師）500
こども未来課 ☎0944-32-1066	
母子手帳アプリ導入促進	母子手帳アプリ導入者（新規母子手帳交付対象児の両親）200
子育て支援センター利用	利用者 10
子育て支援センター事業	参加者 50
誕生おめでとう出生ポイント ※それぞれ１人分	町民で第１子、第２子を出生された保護者 5,000
	町民で第３子を出生された保護者　15,000
子育て世帯転入ポイント 本町に３か月以上、住所を有し、中学生以下の子どもと転入された保護者（１回限り）	中学生以下の子どもが
	第１子 の場合　5,000
	第２子 の場合　10,000
	第３子以降の場合 15,000
託児ボランティア	ボランティアスタッフ　1,200
生涯学習課 ☎0944-32-1047	
図書貸出ポイント	利用者（１日１回）５
読み聞かせイベント	参加者 50
図書館イベント	参加者 50
地域スポーツ指導者講習会	受講者 50
ジュニアリーダー事業	参加者 100
おおぞらセミナー	ボランティアスタッフ　200

事　業　名	ポイントがもらえる対象・ポイント数
環境課 ☎0944-32-1120	
ごみゼロシンポジウム	参加者 200
ポイ捨てごみ拾いイベント	参加者 200/運営ボランティア 300
うちエコ診断	参加者 400
健康課 ☎0944-32-1280	
アクアス大喜楽サロン	参加者 10
ヘルスアップ教室 追加	参加者 10 数値改善者 300
健康に関する教室・講演会	参加者 50
集団健診（検診） 追加	各検診受診者 100 ／国保特定健診の受診者 300
持ち込み健診（特定健診）受診 追加	国保特定健診未受診者による血液検査結果窓口持参　300
骨髄バンク登録	骨髄バンク新規登録者 500
介護予防事業（口腔・栄養）	参加者 10
託児ボランティア	ボランティアスタッフ　1,200
企画課 ☎0944-32-1036	
男女共同参画推進事業 追加	ボランティアスタッフ　300
さるこいフェスタ	ボランティアスタッフ　500
議会事務局 ☎0944-32-1249	
議会託児ボランティア 追加	議会傍聴・報告会・意見交換会時のボランティアスタッフ（１時間）500

【ポイントがつく町内各事業所】

▼アクアス　☎0944-33-2002

買い物や食事を利用された人

健康福祉棟の対象教室やクラブイベントに参加された人

追加

▼大木町シルバー人材センター　☎0944-33-2207

夏休み子ども預かりなどの事業へのボランティアスタッフに協力された人

←詳細は こちらからもどうぞ

商品券交換場所

①大木町商工会

②大木町地域創業・交流支援センター WAKKA

③大木町シルバー人材センター 追加

地域ポイントカードの発行申請先

役場産業振興課・事業を実施する担当課・WAKKA・アクアス・シルバー人材センター

ワッカード

○問合せ先　産業振興課　☎0944-32-1063

特定創業支援事業で認定第1号の誕生

中島（なかしま） 伸吾（しんご） さん

特定創業支援における個別創業セミナー（大木町商工会主催）が2月から3月にかけて実施され、受講された中島伸吾さん（横溝）が大木町の第1号として認定を受けられました。

個別創業セミナーでは、創業する上で必要な経営方法や財務、人材育成などの知識を8時間かけて学びます。受講後に町の認定を受け、融資の際の利息引き下げなどのメリットがあります。

今回、認定者第1号となった中島さんに、創業された意気込みなどを伺いました。

Q事業を始めたきっかけは

20年間、衣料品のプリント加工を行う会社に勤めていました。その経験を生かして、そろそろ自分の工房を持ってみたいと思いました。

大木町の名物となるようなものを作りたいです。

Q目標はありますか

事業を成功させたいのはもちろんですが、必ず実現したいことがあります。

うちの工房に地域の子どもたちが職場体験にきて、「こういう仕事があるんだ」という将来の選択肢を増やしてあげたいです。

Q創業セミナーを受講されてどうでしたか

友人にセミナー受講を伝えると、そんな長い時間も!?と言われましたが、実際にはあっという間に終わりましたね。セミナーでは、先生がとてもわかりやすく話されて、特に経営に関する知識がとても新鮮でした。今まで雇われる側でしたからね（笑）。

今回妻と2人で受講しましたが、妻もこれから何をやるべきかわかってくれたみたいです。

Q最後にひとこと

今回、創業について商工会で相談できることを初めて知りました。いろいろと支援を受けましたが、実際に事業を始めてわかる部分も多いと思うので、たくさんの人とのつながりを大事にして、僕の工房で作った商品が大木町の名物となり活性化の一助になればと思っています。

特定創業支援事業に関する問合せ先
大木町商工会
☎0944-32-1336

あなたの夢あふれるアイデアでステキな町にしませんか

ふるさと納税で応援をいただいている寄附金の活用方法について皆さんからの提案を募集します。

●対象者
町内在住または勤務している個人・団体（事業所）

●内容
夢にあふれ、魅力あるまちづくりを実現していくために、自ら取り組む事業の提案または町で取り組んでもらいたい事業の提案

《対象とならない提案》
▽特定の個人または団体等の利益を目的にしたもの
▽政治活動、宗教活動に係る事業
▽公序良俗に反する恐れのある事業

●募集期限 5月29日(金)

●提案受付後の流れ
①提案事業の受付
②選考委員会で審査
③審査で採択後、ふるさと納税の寄附目的に掲載
④提案事業費の2分の1以上の寄附が集まれば、事業提案者による事業実施と事業に係る交付金申請書の提出

●申込み・問合せ先
企画課
☎0944-32-1036

運転に不安を感じたら「自主返納」をご検討ください

～高齢者運転免許証自主返納支援助成事業～

高齢者の交通事故抑止を目的に、運転免許証の自主返納をした高齢者が、タクシーを利用する際の運賃の一部を助成します。

助成の内容

小型車タクシーの初乗運賃相当額（現行630円）のタクシー利用券を年間48枚交付します。（助成期間2年間）

利用券の利用期限

●1年目の利用
タクシー利用券の交付日から1年間

●2年目の利用
1年目のタクシー利用券記載の利用期限の翌日から1年間

対象者

次の要件をすべて満たす人

①大木町在住の人

②70歳の誕生日以後に有効期間内にある運転免許証を平成29年4月1日以降に自主返納した人

③町が行っている福祉タクシー利用券の助成を受けていない人

④利用券の申請が、運転免許取消通知書に記載された取消日から1年以内であること

申請手続き方法

1総務課でタクシー利用券交付申請の手続きを行う。

手続きに必要なもの

・運転免許取消通知書

・健康保険証や運転経歴証明書などの本人確認書類

・印鑑（認印可）

【代理申請の場合】

・運転免許取消通知書（申請者分）

・受任者（代理申請者）の本人確認書類

・申請者の印鑑（認印可）

2申請の内容を確認後、助成を決定した場合、1年間分のタクシー利用券（48枚）を郵送します。

3 2年目の利用申請は、1年目のタクシー利用券に記載された利用期限の1か月前から申請の受付を行います。（申請方法は上記1及び2と同じ）

利用できるタクシー会社

・森山タクシー
（大木町・久留米市三潴町）

・丸金タクシー
（久留米市城島町城島）

運転経歴証明書でタクシー料金が割引に

久留米市交通圏内のタクシー会社を利用する場合に、運転経歴証明書を乗務員へ提示すると、タクシー料金が10％割引になります。現在お住まいの場所や年齢に関係なく運転経歴証明書をお持ちであれば、割引適用になります。タクシー利用券（高齢者運転免許証自主返納支援事業）との併用も可能です。

申込み・問合せ先
総務課
☎0944-32-1035

ちょっとした心遣いで交通事故をなくせます

4月6日(月)～15日(水) 春の交通安全運動

「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本に、飲酒運転の撲滅、自転車の安全利用の推進、すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を重点に行われます。子どもと高齢者の交通事故防止のためにも次のことに気をつけましょう。

●自動車運転中は、「よく見る、早く見つける、素早い反応」で子供や高齢者、障害者など交通弱者に対する思いやりのある運転を行いましょう。

●夕暮れ時は早めにライトを点灯し周囲に配慮したハイビーム走行に努めましょう。

●高齢運転者の方は、運動能力に応じた安全運転を心掛けましょう。

●子ども（児童や幼児）を自転車に乗車・同乗させるときは、ヘルメットを着用させるよう努めましょう。

児童に関する手当

児童扶養手当・特別児童扶養手当・児童手当について

児童扶養手当・特別児童扶養手当の4月以降の支給金額が変更となります。

児童扶養手当とは

父母の離婚・父（母）の死亡などによって、父（母）と生計を同じくしていない児童について、生活の安定を図り自立を促進するための手当を支給する制度です。支給には所得制限があります。

【児童扶養手当支給額】
●児童1人
全部支給　43,160円
一部支給　10,180円～43,150円
●第2子加算
全部支給　10,190円
一部支給　5,100円～10,180円
●第3子加算以降
全部支給　6,110円
一部支給　3,060円～6,100円

※所得額に応じて全部支給と一部支給があります。
支給月　1・3・5・7・9・11月の11日

特別児童扶養手当とは

精神または身体が法で定める程度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童について、福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。支給には所得制限があります。

【特別児童扶養手当の額】
一級　5万2500円
二級　3万4970円
支払月　4・8・11月の11日

児童手当とは

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、児童が健やかに成長するため、児童を養育している方に対して手当を支給する制度です。

所得制限を超えている場合は特例給付となります。

公務員の方もご注意ください

大木町に在住で、公務員になる人や退職する人は、新たに各所属での手続きが必要になります。所属していた職場、新しい職場、こども未来課で手続きをすることができます。

※県立・市立病院等の職員から他病院へ異動する場合や、県職員から独立行政法人へ出向する場合も手続きが必要になります。

【児童手当の額】
・3歳未満　一律1万5千円
・3歳以上小学校終了前
　1万円
（第三子以降は1万5千円）
・中学生　一律1万円
【特例給付の額】
一律　5千円

※「第三子以降」とは高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降を言います。

問合せ先
こども未来課
☎0944-32-1066

就業支援

ひとり親家庭の就業支援や養育費相談

ひとり親サポートセンターでは、ひとり親家庭の保護者を対象に、ハローワークと連携した就業支援や養育費相談などを行っています。希望する方は、同センターまでご連絡ください。

●養育費相談（電話相談）

離婚協議中の方もご相談ください。相談内容によって弁護士相談クーポン（1時間無料相談券）を発行します。

◎相談可能日
・月～金曜　9時～17時
・毎週土曜、第1・第3日曜
　9時～16時
◎相談先　ひとり親サポートセンター
☎092-584-3931

●無料弁護士相談（来所相談）
日時　※先着順各4人
▽4月1日(水)13時～15時
▽4月8日(水)・22日(水)18時30分～20時30分
▽5月13日(水)13時～15時
◎相談場所　ひとり親サポートセンター（クローバープラザ内：春日市原町）

●就業支援講習会（パソコン講座）
◎講習期間
▽入門講座
　5月12日(火)～14日(木)
▽ワード基礎講座
　5月19日(火)～21日(木)
▽エクセル基礎講座
　5月25日(月)～28日(木)
◎時間　13時～17時（4時間）
◎定員　20人（託児あり）
◎受講料　無料
◎締切日
入門講座：4月20日(月)
ワード基礎：4月27日(月)
エクセル講座：5月10日(日)
◎会場　春日クローバープラザ4階OAルーム

申込み・問合せ先
ひとり親サポートセンター
☎092-584-3931